

(日本郵政共済組合に関する経過措置)

第二条 当分の間、独立行政法人等職員被保険者には、国家公務員共済組合法附則第二十条の四に規定する日本郵政共済組合の組合員である被保険者を含むものとする。

(被保険者に係る給付の事業)

第三条 被保険者を使用する船舶所有者及び当該被保険者で組織する法人その他の政令で定めるもの(次項において「法人等」という。)であつて、政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の承認を受けたもの(以下この条において「承認法人等」という。)は、当該被保険者の療養に関して保険給付があつた場合において、第五十五条第一項の規定により当該被保険者が支払つた一部負担金に相当する額の範囲内において、当該被保険者に対し、給付をすることができる。

2 前項の法人等が承認を受けようとするときは、あらかじめ、協会の同意を得なければならない。

3 承認法人等は、第一項の給付に要する費用に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、船舶所有者又は被保険者から費用を徴収することができる。

4 承認法人等の事業に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(遺族年金に関する特例)

第四条 当分の間、被保険者又は被保険者であつた者の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつたもの（第三十五条第一項第四号に規定する者であつて、第九十九条第一項第六号に該当しないものを除く。）は、第三十五条第一項の規定にかかわらず、遺族年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第九十八条第一項中「遺族の人数」とあるのは「遺族（附則第四条第一項に規定する遺族であつて六十歳未満であるものを除く。）の人数」と、第九十九条第二項中「前項各号のいずれか」とあるのは「前項各号（第六号を除く。）のいずれか」とする。

2 前項に規定する遺族の遺族年金を受けるべき順位は、第三十五条第一項に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。

3 第一項に規定する遺族に支給すべき遺族年金は、その者が六十歳に達する日の属する月までの間は、その支給を停止する。ただし、次条第二項の規定の適用を妨げない。

(障害前払一時金及び遺族前払一時金)

第五条 協会は、当分の間、第八十七条の規定に基づく障害年金を受ける者（同一の事由について労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金前払一時金又は障害年金前払一時金の支給を受ける場合に限る。）が、厚生労働省令で定める期間内に請求をしたときは、厚生労働省令で定める額を障害前払一時金としてその者に支給する。この場合において、その者に支給する額は、その者の最終標準報酬日額に障害の程度に応じ別表第五に定める日数を乗じて得た額を限度とする。

2 協会は、当分の間、第九十七条の規定に基づく遺族年金を受ける者（同一の事由について労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金前払一時金又は遺族年金前払一時金の支給を受ける場合に限る。）が、厚生労働省令で定める期間内に請求をしたときは、厚生労働省令で定める額を遺族前払一時金として、その者に支給する。この場合において、その者に支給する額は、その者の最終標準報酬日額の千日分に相当する額を限度とする。

3 前二項に定めるもののほか、障害前払一時金及び遺族前払一時金の請求について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4 障害前払一時金又は遺族前払一時金が支給される場合には、障害年金又は遺族年金は、各月に支給さ

れるべき額の合計額が厚生労働省令で定める算定方法に従い当該障害前払一時金又は遺族前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

5 障害前払一時金及び遺族前払一時金の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

6 障害前払一時金は、第四十条、第四十三条から第四十七条まで、第五十一条、第五十二条、第九十一条、第九十二条、第一百一条、第一百二条、第一百十四条、第一百十五条及び第一百二十二条の規定の適用については、第八十七条第一項の規定により支給される障害年金とみなす。

7 遺族前払一時金は、第三十七条、第四十条、第四十三条から第四十七条まで、第五十一条、第五十二条、第一百二条、第一百十四条、第一百十五条及び第一百二十二条の規定の適用については、第九十七条の規定により支給される遺族年金とみなす。

8 第三十九条第二項の規定は、第一項に規定する障害前払一時金の限度額及び第二項に規定する遺族前払一時金の限度額について準用する。

9 障害年金の支給が第四項の規定により停止されている間は、当該障害年金については、国民年金法第

三十六条の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「昭和六十年改正法」という。）附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この項及び次項において「旧国民年金法」という。）第六十五条第二項（昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例による場合及び昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第三項第二号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号ただし書の規定は、適用しない。

10 遺族年金の支給が第四項の規定により停止されている間は、当該遺族年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十五条第二項並びに児童扶養手当法第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書の規定は、適用しない。

11 障害年金を受けらるべき者が、その支給を停止され、又はその権利を失つた場合における第九十一条及び第九十二条の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「障害年金の総額、障害補償年金等の総額及び」とあるのは「障害年金（第三十九条第一項の規定により改定されたものである場合には、その改定がなかつたものとみなして算定した場合のその障害年金）の総額、障害前払一時金の額、障害補償年金等の総額、」と、「の合算額」とあるのは「及び同法の規定による障害補償年金前払一時金又は障害年金前払一時金の額の合算額」とするものとし、遺族年金を受けらるべき者が、その権利を失つた場合における第百二条の規定の適用については、当分の間、同条中「遺族年金の総額、遺族補償年金等の総額及び遺族補償一時金等の額」とあるのは「遺族年金（第三十九条第一項の規定により改定されたものである場合には、その改定がなかつたものとみなして算定した場合のその遺族年金）の総額、遺族前払一時金の額、遺族補償年金等の総額、遺族補償一時金等の額及び労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金前払一時金又は遺族年金前払一時金の額」とする。

第六条 被保険者若しくは被保険者であつた者又はその遺族（以下この条において「被保険者等」という。

）が障害年金又は遺族年金（以下この条において「年金給付」という。）を受けらるべき場合（

当該年金給付を受ける権利を有することとなった時に、当該年金給付に係る障害前払一時金又は遺族前払一時金（以下この条において「前払一時金」という。）を請求することができる場合に限る。）であつて、同一の事由について、当該被保険者又は被保険者であつた者を使用している船舶所有者又は使用していた船舶所有者から民法その他の法律による損害賠償（以下単に「損害賠償」といい、当該年金給付によつてん補される損害をてん補する部分に限る。）を受けることができるときは、当該損害賠償については、当分の間、次に定めるところによるものとする。

一 船舶所有者は、当該被保険者等の年金給付を受ける権利が消滅するまでの間、その損害の発生時から当該年金給付に係る前払一時金を受けるべき時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が前条第一項又は第二項に規定する当該前払一時金の限度額に相当する額となるべき額（次号の規定により損害賠償の責めを免れたときは、その免れた額を控除した額）の限度で、その損害賠償の履行をしないことができる。

二 前号の規定により損害賠償の履行が猶予されている場合において、年金給付又は前払一時金の支給が行われたときは、船舶所有者は、その損害の発生時から当該支給が行われた時までの法定利率によ

り計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該年金給付又は前払一時金の額となるべき額の限度で、その損害賠償の責めを免れる。

2 被保険者等が、被保険者又は被保険者であった者を使用している船舶所有者又は使用していた船舶所有者から損害賠償を受けることができる場合であつて、保険給付を受けるべきときに、同一の事由について、損害賠償（当該保険給付によつてん補される損害をてん補する部分に限る。）を受けたときは、協会は、厚生労働大臣が定める基準により、その価額の限度で、保険給付をしないことができる。ただし、前項に規定する年金給付を受ける場合において、次に掲げる保険給付については、この限りでない。

一 年金給付（被保険者等に対して、各月に支給されるべき額の合計額が厚生労働省令で定める算定方法に従い当該年金給付に係る前条第一項又は第二項に規定する前払一時金の限度額（当該前払一時金の支給を受けたことがある者にあつては、当該支給を受けた額を控除した額とする。）に相当する額に達するまでの間についての年金給付に限る。）

二 第九十一条、第九十二条又は第百二条の規定による一時金



### 三 前払一時金

(退職者給付拠出金の経過措置)

第七条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金が同項に規定する拠出金を徴収する間、第一百十二条第二項中「及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）」とあるのは、「、同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項の規定による拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）」と、第一百十四条第一項及び第二百二十一条第二項第二号中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「、後期高齢者支援金等及び退職者給付拠出金」と、同条第十項中「第二項第二号」とあるのは「附則第七条の規定により読み替えられた第二項第二号」とする。

(病床転換支援金の経過措置)

第八条 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、前条の規定に

より読み替えられた第百十二条第二項中「及び」とあるのは、「同法附則第七条第一項の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び」と、前条の規定により読み替えられた第百十四条第一項及び第百二十一条第二項第二号中「及び」とあるのは、「病床転換支援金等及び」と、前条の規定により読み替えられた第百二十一条第十項中「附則第七条」とあるのは「附則第八条」とする。

第九条 協会は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する月分以後の保険料に係る疾病保険料率について、当分の間、第百二十五条第一項の規定にかかわらず、第百二十四条に規定する準備金の額（船員保険事業に要する費用の支出に備えるため必要な額として政令で定めるところにより算定した額を除く。）及び被保険者（後期高齢者医療の被保険者等及び独立行政法人等職員被保険者を除く。以下この条において同じ。）の数の動向並びに職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付に要する費用の予想額等を勘案し、被保険者の負担を軽減するため必要があると認めるときは、期間を定めて、疾病保険料率から政令で定める範囲内において協会が定める率（以下「控除率」という。）を控除することができる。

この場合において、第二百二十条第一項中「疾病保険料率」とあるのは「疾病保険料率から附則第九条第一項に規定する控除率を控除した率」と、第二百二十五条第一項第一号及び第二号中「疾病保険料率」とあるのは「疾病保険料率から附則第九条第一項に規定する控除率に二を乗じて得た率を控除した率」と読み替えるものとする。

2 第二百二十一条第三項から第六項までの規定は、前項の協会が定める期間及び控除率の決定及び変更について準用する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

名 称	根 拠 法
独立行政法人日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
独立行政法人情報通信研究機構	独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）
独立行政法人酒類総合研究所	独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第

	百六十四号)
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）
独立行政法人大学入試センター	独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）
独立行政法人国立青少年教育振興機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第百六十七号）
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）
独立行政法人国立国語研究所	独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第百七十一号）
独立行政法人国立科学博物館	独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第百七十二号）

<p>独立行政法人物質・材料研究機構</p>	<p>独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号）</p>
<p>独立行政法人防災科学技術研究所</p>	<p>独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）</p>
<p>独立行政法人放射線医学総合研究所</p>	<p>独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）</p>
<p>独立行政法人国立美術館</p>	<p>独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第一百七十七号）</p>
<p>独立行政法人国立文化財機構</p>	<p>独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第一百七十八号）</p>
<p>独立行政法人国立健康・栄養研究所</p>	<p>独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第一百八十号）</p>
<p>独立行政法人労働安全衛生総合研究所</p>	<p>独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第一百八十号）</p>

							年法律第八十一号)
						独立行政法人種苗管理センター	独立行政法人種苗管理センター法 (平成十一年法律第八十四号)
						独立行政法人家畜改良センター	独立行政法人家畜改良センター法 (平成十一年法律第八十五号)
						独立行政法人水産大学校	独立行政法人水産大学校法 (平成十一年法律第九十一号)
						独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法 (平成十一年法律第九十二号)
						独立行政法人農業生物資源研究所	独立行政法人農業生物資源研究所法 (平成十一年法律第九十三号)
						独立行政法人農業環境技術研究所	独立行政法人農業環境技術研究所法 (平成十一年法律第九十四号)

<p>独立行政法人国際農林水産業研究センター</p>	<p>独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第九十七号）</p>
<p>独立行政法人森林総合研究所</p>	<p>独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）</p>
<p>独立行政法人水産総合研究センター</p>	<p>独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）</p>
<p>独立行政法人経済産業研究所</p>	<p>独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）</p>
<p>独立行政法人工業所有権情報・研修館</p>	<p>独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）</p>
<p>独立行政法人産業技術総合研究所</p>	<p>独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）</p>
<p>独立行政法人土木研究所</p>	<p>独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百号）</p>

	五号)
独立行政法人建築研究所	独立行政法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）
独立行政法人交通安全環境研究所	独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七号）
独立行政法人海上技術安全研究所	独立行政法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）
独立行政法人港湾空港技術研究所	独立行政法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）
独立行政法人電子航法研究所	独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）
独立行政法人航海訓練所	独立行政法人航海訓練所法（平成十一年法律第二百十三号）



<p>独立行政法人海技教育機構</p>	<p>独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）</p>
<p>独立行政法人航空大学校</p>	<p>独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百五十五号）</p>
<p>独立行政法人国立環境研究所</p>	<p>独立行政法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）</p>
<p>自動車検査独立行政法人</p>	<p>自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）</p>
<p>独立行政法人教員研修センター</p>	<p>独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号）</p>
<p>独立行政法人海洋研究開発機構</p>	<p>独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）</p>
<p>独立行政法人国立高等専門学校機構</p>	<p>独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年</p>

		法律第百十三号)
独立行政法人大学評価・学位授与機構		独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)
独立行政法人国立大学財務・経営センター		独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第百十五号)
独立行政法人メディア教育開発センター		独立行政法人メディア教育開発センター法(平成十五年法律第百十六号)

別表第一ノ二を削る。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二(第八十八条関係)

障害の程度	日数
一級	三十三日
二級	二七七

別表第三（第九十条関係）

六級	五級	四级	三级	二级	一级	障害の程度
〇・六	〇・八	一・六	一・九	二・〇	三・二月	月数

七級	六级	五级	四级	三级
一三一	一五六	一八四	二二三	二四五

七級

〇・一

別表第三の次に次の二表を加える。

別表第四（第九十一条、第九十二条関係）

障害の程度	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	障害の程度
日数	二五	三〇	三三	三六	三九	四二	四八月	月数

別表第五（附則第五条関係）

一級	一、三四〇日
二級	一、一九〇
三級	一、〇五〇
四級	九二〇
五級	七九〇
六級	六七〇
七級	五六〇

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第五条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「労働福祉事業」を「社会復帰促進等事業」に改める。

第一条中「適正な労働条件」を「労働者の安全及び衛生」に改める。

第二条の二中「労働福祉事業」を「社会復帰促進等事業」に改める。

第三章の二の章名を次のように改める。

### 第三章の二 社会復帰促進等事業

第二十九条第一項中「遺族の福祉の増進を図るため、労働福祉事業」を「遺族について、社会復帰促進等事業」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業

第二十九条第一項第四号を削り、同条第三項中「労働福祉事業」を「社会復帰促進等事業」に改める。

第六条 労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「、官公署」を「及び官公署」に改め、「及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」第十七条の規定による船員保険の被保険者」及び「これを」を削る。

第十二条の八第二項中「事由」の下に「又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十九条第一項、第九十一条第一項、第九十二条本文、第九十三条及び第九十四条に規定する災害補償の事由（同法第九十一条第一項にあつては、労働基準法第七十六条第一項に規定する災害補償の事由に相当する部分に限る。）」を加える。

第三十一条第一項中「労働基準法の規定による災害補償の価額の限度」の下に「又は船員法の規定による災害補償のうち労働基準法の規定による災害補償に相当する災害補償の価額の限度」を加える。

第四十九条の三を第四十九条の五とし、第四十九条の二を第四十九条の四とし、第四十九条の次に次の二条を加える。

第四十九条の二 厚生労働大臣は、船員法第一条に規定する船員について、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、船員法に基づき必要な措置をとるべきことを要請することができる。

2 前項の規定による措置をとるため必要があると認めるときは、国土交通大臣は厚生労働大臣に資料の提供を求めることができる。

第四十九条の三 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関又は公私の団体に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた関係行政機関又は公私の団体は、できるだけその求めに応じなければならぬ。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第七条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二中「第七項」を「第八項」に改める。

第十二条第二項中「労働福祉事業」を「社会復帰促進等事業」に改め、同条第五項中「積立金」の下に

「(第七項において「積立金」という。)」を、「聴いて」の下に「、一年以内の期間を定め」を加え、

「千分の十七・五から千分の二十一・五まで」を「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」に、「千

分の十九・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」に、「千分の

二十・五から千分の二十四・五まで」を「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」に改め、同条第六

項中「次項まで」を「この項及び第八項」に、「三事業率」を「二事業率」に、「次項に」を「第八項に

」に、「三事業費充当徴収保険料額」を「二事業費充当徴収保険料額」に改め、同条第八項中「千分の十

七・五から千分の二十一・五まで」を「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」に、「千分の十七か

ら千分の二十一まで」を「千分の十五から千分の二十三まで」に、「千分の十九・五から千分の二十三・



五まで」を「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」に、「千分の十九から千分の二十三まで」を「千分の十七から千分の二十五まで」に、「千分の二十・五から千分の二十四・五まで」を「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」に、「千分の二十から千分の二十四まで」を「千分の十八から千分の二十六まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「三事業費充当徴収保険料額」を「二事業費充当徴収保険料額」に、「能力開発事業及び雇用福祉事業」を「及び能力開発事業」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 厚生労働大臣は、第五項の規定により雇用保険率を変更するに当たつては、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（第三十条及び第三十一条において「被保険者」という。）の雇用及び失業の状況その他の事情を考慮し、雇用保険の事業に係る失業等給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金を保有しつつ、雇用保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、配慮するものとする。

第十四条及び第十四条の二第一項中「労働福祉事業」を「社会復帰促進等事業」に改める。

第三十条第一項中「雇用保険法第四条第一項に規定する」及び「（以下この条及び次条において「被保

険者」という。）」を削り、同項第一号ロ及び第二号ロ中「三事業率」を「二事業率」に改める。

附則第九条を削り、附則第十条を附則第九条とし、附則に次の一条を加える。

（雇用保険率の変更に関する暫定措置）

第十条 雇用保険法附則第十条第一項の規定が適用される会計年度における第十二条第五項の規定の適用については、同項中「並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条」とあるのは、「及び雇用保険法附則第十条第一項」とする。

第八条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条中「（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者を除く。以下同じ。）」を削る。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法の目次の改正規定、同法第六条、第十三条、第十四条、第十七条第一項及び第二項、第三十五条、第三十七条第一項、第三十七条の二第二項、第三十七条の三第一項、第三十七条の五、第三十八条第三項、第三十九条、第四十条第一項、第五十六条第二項、第六十一条の四、第六十一条の七第二項、第七十二条第一項、附則第三条並びに附則第七条の改正規定並びに同法附則に三条を加える改正規定（同法附則第十条を加える部分を除く。）並びに第三条中船員保険法第三十三条ノ三、第三十三条ノ十第三項、第三十三条ノ十二第三項、第三十三条ノ十六ノ二第一項、第三十三条ノ十六ノ四第一項第一号及び第三十四条の改正規定、同法第三十六条に一項を加える改正規定、同法第五十九条第五項第一号の改正規定（「第三十三条ノ三第二項各号」を「第三十三条ノ三第三項各号」に改める部分に限る。）、「同項第二号の改正規定、同法第六十条第一項第一号の改正規定（「第三十三条ノ三第二項各号」を「第三十三条ノ三第三項各号」に改める部分に限る。）、「同項第二号の改正規定、同項第三号の改正規定（「第三十三条ノ三第二項各号」を「第三十三条ノ三第三項各号」に改める部分に限る。）、「同項第三号の改正規定（「第三十三条ノ三第二項各号」を「第三十三条ノ三第三項各号」に改める部分に限る。）、「同項第四号の改正規定、同法附則第二十三項の改正規定並びに同法附則第二十四項の次に六項を加える改正規定（同法附則第二十五項から第二十八項までを加える部分を除く。）並びに附則第三条から第五

条まで、第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第六十一条、第六十三条、第六十六条及び第六十九条の規定、附則第七十条中国国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第十一条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十二条の八の二第一項及び第五項の改正規定、附則第七十四条及び第七十五条の規定、附則第七十六条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）附則第十七条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第二十六条の二第一項及び第四項の改正規定、附則第九十五条の規定並びに附則第二百二十七条中郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第八十七条第一項の改正規定 平成十九年十月一日

二 附則第十九条から第二十六条まで並びに第二十九条第三項及び第四項の規定 平成二十年十月一日

三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項、第三十条から第五十条まで、第五十四条から第六十条まで、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条から第百条まで、第百三条、第百十

五条から第一百八条まで、第二百十条、第二百十一条、第二百十三条から第二百五条まで、第二百二十八条、第三百十条から第三百三十四条まで及び第三百三十七条から第三百三十九条までの規定 平成二十二年

四月一日

(返還命令等に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「平成十九年改正後雇用保険法」という。）第十条の四第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に偽りの届出、報告又は証明をした指定教育訓練実施者について適用する。

(基本手当の受給資格等に関する経過措置)

第三条 受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に係る離職の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である基本手当の受給資格、高年齢求職者給付金の高年齢受給資格又は特例一時金の特例受給資格については、それぞれなお従前の例による。

(特例一時金の額に関する経過措置)

第四条 特例受給資格に係る離職の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である特例受給資格者

に係る特例一時金の額については、なお従前の例による。

（雇用保険の育児休業基本給付金に関する経過措置）

第五条 平成十九年改正後雇用保険法第六十一条の四第六項の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に平成十九年改正後雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者について適用し、同日前に同項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

（雇用福祉事業の廃止に伴う経過措置）

第六条 政府は、平成十九年改正後雇用保険法第三条に規定するもののほか、平成十九年改正後雇用保険法の雇用保険事業として、平成十九年改正後雇用保険法第六十二条第一項に規定する被保険者等に関し、第一条の規定による改正前の雇用保険法（以下「平成十九年改正前雇用保険法」という。）第六十四条第一項の規定に基づき同項に規定する雇用福祉事業として行われていた事業のうち次の各号に掲げるもの（以下「暫定雇用福祉事業」という。）を、当該各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に掲げる期間、行うことができる。この場合における平成十九年改正後雇用保険法第三条、第六十五条及び第六十八条第二項の規定の適用については、平成十九年改正後雇用保険法第三条中「能力開発事業」とあるのは「能力開発

事業並びに雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第六条第一項に規定する暫定雇用福祉事業」と、平成十九年改正後雇用保険法第六十五条中「第六十三条」とあるのは「第六十条並びに雇用保険法等の一部を改正する法律附則第六条第一項」と、平成十九年改正後雇用保険法第六十八条第二項中「能力開発事業」とあるのは「能力開発事業並びに雇用保険法等の一部を改正する法律附則第六条第一項に規定する暫定雇用福祉事業」とする。

一 附則第一百七十七条の規定による改正前の介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十八条第一項第三号に該当する事業 施行日から平成二十二年三月三十一日までの間

二 附則第八十九条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条第一項第二号及び第三号に掲げる事業 施行日から平成二十年三月三十一日までの間

三 附則第二百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十年三月三十一日までの間

四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事業 厚生労働省令で定める期間

2 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）及び独立行政法人高齢・障

害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）並びにこれらに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる暫定雇用福祉事業の一部を独立行政法人雇用・能力開発機構及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に行わせるものとする。

第七条 前条第一項の規定により、政府が暫定雇用福祉事業を行う場合における第七条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定の適用については、同法第十条第一項中「事業」とあるのは「事業及び雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第六条第一項に規定する暫定雇用福祉事業」と、同法第十二条第八項中「に要する費用」とあるのは「に要する費用並びに雇用保険法等の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業に要する費用」とする。

第八条 附則第六条第一項の規定により、政府が暫定雇用福祉事業を行う場合における附則第三百三十六条の規定による改正後の特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）の規定の適用については、同法第九十九条第二項第二号イ中「能力開発事業費」とあるのは「能力開発事業費並びに雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第六条第一項に規定する暫定雇用福祉事業に要する費



用」と、同法第百三条第三項中「能力開発事業」とあるのは「能力開発事業並びに雇用保険法等の一部を改正する法律附則第六条第一項に規定する暫定雇用福祉事業」とする。

（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

第九条 平成十九年改正後雇用保険法第六十六条第一項及び附則第十条第一項の規定は、平成十九年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（雇用保険の教育訓練給付金に関する経過措置）

第十条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に平成十九年改正後雇用保険法第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始した平成十九年改正後雇用保険法附則第八条に規定する者に対する同項の規定による教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。

（雇用保険の育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置）

第十一条 平成十九年改正後雇用保険法附則第九条の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日以後に、平成十九年改正後雇用保険法第六十一条の五第一項の規定に該当することとなった者について適用し、同日前に同項の規定に該当することとなった者については、なお従前の例による。

(返還命令等に関する経過措置)

第十二条 第三条の規定による改正後の船員保険法（以下「平成十九年改正後船員保険法」という。）第二十五条ノ三第二項の規定は、施行日以後に虚偽の報告、届出又は証明をした指定教育訓練実施者について適用する。

(失業保険金の受給資格に関する経過措置)

第十三条 失業保険金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の前である場合の当該資格については、なお従前の例による。

(船員保険の育児休業基本給付金に関する経過措置)

第十四条 平成十九年改正後船員保険法第三十六条第七項の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に平成十九年改正後船員保険法第三十六条第一項に規定する休業を開始した者について適用し、同日前に同項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

(船員保険の国庫負担に関する経過措置)

第十五条 平成十九年改正後船員保険法第五十八条第一項及び附則第二十五項の規定は、平成十九年度以後

の年度に係る国庫の負担額について適用する。

(船員保険の教育訓練給付金に関する経過措置)

第十六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に平成十九年改正後船員保険法第三十三条ノ十六ノ四第一項に規定する教育訓練を開始した平成十九年改正後船員保険法附則第二十九項に規定する者に対する同条第一項の規定による教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。

(船員保険の育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置)

第十七条 平成十九年改正後船員保険法附則第三十項の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日以後に、平成十九年改正後船員保険法第三十七条第一項の規定に該当することとなった者について適用し、同日前に同項の規定に該当することとなった者については、なお従前の例による。

(船員保険の保険料に関する経過措置)

第十八条 施行日の属する月の前月以前の月に係る船員保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

(協会の準備行為に関する経過措置)

第十九条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）による全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、協会が管掌する船員保険の事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

（船員保険協議会に関する経過措置）

第二十条 協会は、協会が管掌する船員保険の事業の準備のため、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に、第四条の規定による改正後の船員保険法（以下「平成二十二年改正後船員保険法」という。）第六条第一項に規定する船員保険協議会を置くものとする。

（協会の定款変更に関する経過措置）

第二十一条 協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までに、船員保険事業を実施するために必要な定款の変更をしなければならない。

2 協会の理事長（以下「理事長」という。）は、前項の定款の変更の立案をしようとするときは、あらかじめ、船員保険協議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

3 理事長は、第一項の定款の変更に当たっては、運営委員会（健康保険法第七条の十八第一項に規定する

運営委員会をいう。以下同じ。)の議を経なければならない。

(協会の事業計画等に関する経過措置)

第二十二条 協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までに、同号に掲げる規定の施行の日を含む事業年度に係る船員保険事業に関する事業計画及び予算(次項において「事業計画等」という。)を作成しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の事業計画等の作成について準用する。

(協会の運営規則に関する経過措置)

第二十三条 協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までに、船員保険事業を実施するために必要な健康保険法第七条の二十二第一項の運営規則の変更をしなければならない。

2 附則第二十一条第二項及び第三項の規定は、前項の運営規則の変更について準用する。

(疾病保険料率の決定に関する経過措置)

第二十四条 協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までに、平成二十二年改正後船員保険法第二百一十一条第一項の疾病保険料率(以下この条において「疾病保険料率」という。)を決定しな

ればならない。

2 協会が疾病保険料率を決定しようとするときは、あらかじめ、理事長が船員保険協議会の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

3 理事長は、前項の規定による船員保険協議会の意見を尊重しなければならない。

4 協会が疾病保険料率を決定しようとするときは、理事長は、その決定について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

5 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示するとともに、社会保険庁長官に通知しなければならない。

（災害保健福祉保険料率の決定に関する経過措置）

第二十五条 協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までに、平成二十二年改正後船員保険法第二百二十二条第一項の災害保健福祉保険料率（次項において「災害保健福祉保険料率」という。）を決定しなければならない。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の災害保健福祉保険料率の決定について準用する。

(協会の職員の採用に関する経過措置)

第二十六条 協会は、社会保険庁長官を通じ、社会保険庁の職員に対し、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準を提示して、職員の募集を行うものとする。

2 社会保険庁長官は、前項の規定により社会保険庁の職員に対し、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準が提示されたときは、協会の職員となることに関する社会保険庁の職員の意思を確認し、協会の職員となる意思を表示した者の中から、当該協会の職員の採用の基準に従い、協会の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して協会に提出するものとする。

3 前項の名簿に記載された社会保険庁の職員のうち、協会から採用する旨の通知を受けた者であつて附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に社会保険庁の職員であるものは、同号に掲げる規定の施行の日において、協会の職員として採用される。

4 第一項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項、同項の規定による提示の方法、第二項の規定による職員の意思の確認の方法その他前三項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(協会の職員の退職手当に関する経過措置)

第二十七条 前条第三項の規定により協会の職員として採用される者に対しては、国家公務員退職手当法（

昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 協会は、前項の規定の適用を受けた協会の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続きた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日に社会保険庁の職員として在職し、前条第三項の規定により引き続き協会の職員として採用された者のうち同号に掲げる規定の施行の日から雇用保険法による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に協会を退職したものであって、その退職した日までに社会保険庁の職員として在職したものでしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。



(協会の職員の児童手当等の支給に関する経過措置)

第二十八条 附則第二十六条第三項の規定により協会の職員として採用された者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。 )の規定による認定を受けているものが、同号に掲げる規定の施行の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。 )の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、同日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。 )の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。 )の規定にかかわらず、同号に掲げる規定の施行の日の前日の属する月の翌月から始める。

(協会の権利及び義務の承継に関する経過措置)

第二十九条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に附則第一百七十七条の規定による改正前の厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第一項第九十五号に掲げる事務に関し国が有する権利及び義務は、政令で定めるものを除き、協会が承継する。

2 前項の規定により協会が国の有する権利及び義務を承継したときは、協会に承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から協会に対し出資されたものとする。この場合において、協会は、その額により資本金を増加するものとする。

3 前項の資産の価額は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。  
（登録免許税に係る課税の特例）

第三十条 前条第一項の規定により協会が権利の承継をする場合における当該承継に伴う権利に係る登記又は登録については、登録免許税を課さない。

(政府の職員等の秘密保持義務に関する経過措置)

第三十一条 第四条の規定による改正前の船員保険法(以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。)

第九条ノ四に規定する政府の職員又は職員であつた者が船員保険事業(平成二十二年改正前船員保険法第三章第四節から第六節まで及び第七節第一款に規定する保険給付に関する事業を除く。)に関して職務上知り得た秘密を正当な理由なしに漏らしてはならない義務については、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後も、なお従前の例による。

(保険関係の成立に関する経過措置)

第三十二条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に行われている事業であつて、船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第十四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者を含む。以下「船員」という。)を使用し、又は雇用するものに関する労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三条及び第四条の規定の適用については、これらの規定中「その事業が

開始された日」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日」とする。

（被保険者に関する経過措置）

第三十三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において平成二十二年改正前船員保険法第七條に規定する政府が管掌する船員保険の被保険者であった者（同日において、その者が平成二十二年改正前船員保険法第十九條又は第十九條ノ四第一号から第三号までに掲げる事由に該当する場合を除く。）は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日において、協会が管掌する船員保険の被保険者になるものとする。

（疾病任意継続被保険者に関する経過措置）

第三十四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に船員保険の被保険者の資格を喪失した者であつて、同日前に平成二十二年改正前船員保険法第十九條ノ三第一項の規定による申請をしていないものが、同日以後当該被保険者の資格を喪失してから二十日を経過する日（正当な理由があると協会が認めたときは、その認められた日）までの間に当該申請を協会に行ったときは、その者は被保険者資格を喪失した日の翌

日から同号に掲げる規定の施行の日までの間は同項の規定による被保険者であった者とする。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において平成二十二年改正前船員保険法第十九条ノ三第一項の規定による被保険者であった者（前項の規定により同条第一項の規定による被保険者であった者とされた者を含み、同日において平成二十二年改正前船員保険法第十九条ノ四第一号から第三号までのいずれかに該当した者を除く。）は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日において、平成二十二年改正後船員保険法第二条第二項に規定する疾病任意継続被保険者になるものとする。この場合において、その者の平成二十二年改正前船員保険法第十九条ノ三第一項の規定による被保険者であった期間は、平成二十二年改正後船員保険法第二条第二項に規定する疾病任意継続被保険者であった期間とみなす。

3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において船員保険の被保険者（平成二十二年改正前船員保険法第十九条ノ三第一項の規定による被保険者を除く。）であった者であつて、同日に船員として船舶所有者に使用されなくなり、かつ、同日に同項の規定による申請を社会保険庁長官に行つたものは、同号に掲げる規定の施行の日において平成二十二年改正後船員保険法第二条第二項に規定する疾病任意継続被保険者になるものとする。

(雇用保険の被保険者資格の取得に関する経過措置)

第三十五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において平成二十二年改正前船員保険法第七十条の規定による被保険者であった者(平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ三第三項各号に該当していた者を除く。)であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日において第二条の規定による改正後の雇用保険法(以下「平成二十二年改正後雇用保険法」という。)第四条第一項に該当するものは、同日に雇用保険の被保険者の資格を取得する。

第三十六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において平成二十二年改正前船員保険法第七十条の規定による被保険者であった者(平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ三第三項各号に該当していた者を除く。)であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日において平成二十二年改正後雇用保険法第六条第一号の二に該当するものは、同条の規定にかかわらず、同日に雇用保険の被保険者の資格を取得するものとし、当該資格を喪失するまでの間、同号の規定は適用しない。

(雇用保険の被保険者期間に関する経過措置)

第三十七条 前二条の規定により雇用保険の被保険者の資格を取得した者については、附則第一条第三号に

掲げる規定の施行の日前の船員保険の被保険者であった期間（政令で定める期間を除く。）は、雇用保険の被保険者であった期間とみなす。

（雇用保険の適用除外に関する経過措置）

第三十八条 船員として雇用される者に対する平成二十二年改正後雇用保険法の適用については、次の表の上欄に掲げる者にあつては、平成二十二年改正後雇用保険法第六条第一号中「六十五歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和二十五年四月一日までに生まれた者	六十歳
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

（船員保険の職務上の事由による保険給付に関する経過措置）

第三十九条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に発生した事故に起因する職務上の事由若しくは

通勤による負傷、障害若しくは死亡又は職務上の事由による行方不明及び同日前にその発生が確定した疾病又は当該疾病による死亡に関する平成二十二年改正前船員保険法の規定による保険給付（平成二十二年改正前船員保険法第五十七条ノ二第三項に規定する事業として厚生労働省令で定めるところにより支給する支給金を含み、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる給付を除く。）については、給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例によるものとし、協会が当該給付を支給する。

（船員保険の給付に要する費用等の交付に関する経過措置）

第四十条 労働者災害補償保険の管掌者たる政府は、前条の規定により協会が支給するものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による保険給付に要する費用に充てるため、協会に対し、政令で定めるところにより、当該給付に要する費用及び当該保険給付事業の事務の執行に要する費用（政令で定める費用を除く。）に相当する額を交付する。

2 前項に規定する政令で定める費用は、平成二十二年改正後船員保険法第二百二十二条第二項第一号に規定する保険給付に要する費用及び同項第四号に規定する事務の執行に要する費用とみなして、同項の規定を



適用する。

第四十一条 附則第三百三十七条の規定による改正後の特別会計に関する法律第九十九条第一項の規定によるほか、前条第一項の規定による協会への交付金は、当分の間、労働保険特別会計の労災勘定の歳出とする。  
(船員保険の失業等給付に関する経過措置)

第四十二条 平成二十二年改正前船員保険法による失業保険金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前である当該失業保険金を受けることができる者に対する平成二十二年改正前船員保険法の規定による求職者等給付については、当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例によるものとし、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下この条において同じ。）又は公共職業安定所において当該給付を支給する。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ十六ノ四第一項に規定する教育訓練を開始した者に対する同項の規定による教育訓練給付金については、当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例によるものとし、公共職業安定所において当該給付を支給する。

- 3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ十六ノ四第一項の規定による教育訓練給付金の支給を受けた者（前項の規定によりなお従前の例によるものとされた当該給付の支給を受けた者を含む。）がその支給を受けた後に雇用保険法第六十条の二第一項の規定による教育訓練給付金の支給を受けようとする場合における同条第二項及び同法附則第八条の規定の適用については、同法第六十条の二第一項の規定による教育訓練給付金を受けたものとみなす。
- 4 五十五歳に達した日が附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前である者に対する平成二十二年改正前船員保険法第三十四条第一項の規定による高齢雇用継続基本給付金については、当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例によるものとし、公共職業安定所において当該給付を支給する。この場合において、同項第一号に該当する者については、同日以後の雇用保険の被保険者であった期間を平成二十二年改正前船員保険法第十七条の規定による船員保険の被保険者であった期間とみなして、平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ十二第三項及び第四項の規定を適用する。
- 5 平成二十二年改正前船員保険法による失業保険金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前である当該失業保険金の支給を受けることができる者に対する

平成二十二年改正前船員保険法第三十五条第一項の規定による高齢再就職給付金については、当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例によるものとし、公共職業安定所において当該給付を支給する。

6 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に平成二十二年改正前船員保険法第三十六条第一項の規定による育児休業基本給付金の支給に係る休業を開始した者に対する同項の規定による育児休業基本給付金については、当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例によるものとし、公共職業安定所において当該給付を支給する。

7 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に平成二十二年改正前船員保険法第三十六条第一項の規定による育児休業基本給付金の支給に係る休業を開始した者に対する平成二十二年改正前船員保険法第三十七条第一項の規定による育児休業者職場復帰給付金については、当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例によるものとし、公共職業安定所において当該給付を支給する。

8 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に平成二十二年改正前船員保険法第三十八条第一項の規定による介護休業給付金の支給に係る休業を開始した者に対する同項の規定による介護休業給付金については、当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例によるものとし、公共職業安定所において当該給

付を支給する。

9 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に支給されるべき平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業等給付であつて同日においてまだ支給されていないものについては、当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例によるものとし、当該失業等給付は地方運輸局又は公共職業安定所において支給する。

10 前各項（第三項を除く。）の失業等給付は、雇用保険の管掌者たる政府が支給する。

（高年齢求職者給付金等に関する経過措置）

第四十三条 船員として雇用される者に対する雇用保険法第三十七条の二第一項及び第三十七条の三第一項の規定による高年齢求職者給付金の支給については、次の表の上欄に掲げる者にあつては、同法第三十七条の二第一項及び第三十七条の四第三項中「六十五歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和二十五年四月一日までに生まれた者	六十歳
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳

昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において五十五歳に達していない者であつて昭和三十四年四月一日までに生まれた船員として雇用されるものに対する雇用保険法第六十一条第一項の規定による高年齢雇用継続基本給付金の支給については、同項及び同条第二項中「六十歳」とあるのは「五十五歳」と、同項中「六十五歳」とあるのは「六十歳」と読み替えるものとする。

3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において五十五歳に達していない者であつて昭和三十四年四月一日までに生まれたものうち、雇用保険法第六十一条の二第一項の規定による高年齢再就職給付金に係る受給資格に係る離職の日の前日において船員として雇用されている者に対する当該高年齢再就職給付金の支給については、同項中「六十歳に達した日以後」とあるのは「五十五歳に達した日以後六十歳に達する日までの間に」と、同条第二項中「六十五歳」とあるのは「六十歳」と読み替えるものとする。

第四十四条 前条第一項の規定により読み替えられた雇用保険法第三十七条の二第一項及び第三十七条の三

第一項の規定による高年齢求職者給付金の支給を受けた者については、その支給を受けた日後は、同法第三十七条の二第一項及び第三十七条の三第一項の規定は、適用しない。

2 前条第二項の規定により読み替えられた雇用保険法第六十一条第一項の規定による高年齢雇用継続基本給付金又は附則第四十二条第四項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法第三十四条第一項の規定による高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けた者については、その者が船員である被保険者でなくなった日以後は、雇用保険法第六十一条第一項の規定は、適用しない。

3 前条第三項の規定により読み替えられた雇用保険法第六十一条の二第一項の規定による高年齢再就職給付金又は附則第四十二条第五項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法第三十五条第一項の規定による高年齢再就職給付金の支給を受けた者については、これらの給付のいずれかの支給を受けた後の最初の離職の日後は、雇用保険法第六十一条の二第一項の規定は、適用しない。

(保険料等の徴収に関する経過措置)

第四十五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に徴収事由が生じた船員保険の保険料その他平成二十二年改正前船員保険法の規定による徴収金の同日以後の徴収については、平成二十二年改正前船員保

險法第十九条ノ三第一項に規定する被保険者に係るもの及び平成二十二年改正前船員保険法第三章に規定する徴収金（平成二十二年改正前船員保険法第十二条第四項に規定する延滞金を含む。）は協会が、それ以外のものは社会保険庁長官が行うものとする。

（費用に関する経過措置）

第四十六条 附則第三十九条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によるものとされた保険給付に要する費用並びに附則第九十九条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十九条の規定により労働者災害補償保険の管掌者たる政府が負担するものとされた年金たる保険給付に要する費用については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十条第一項に規定する労働保険の事業に要する費用とみなし、これに充てるため同条第二項に規定する労働保険料（同項第四号に掲げる印紙保険料を除く。）を徴収する。

2 前項の規定による労働保険料の徴収については、第八条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定（第二十二条から第二十五条までの規定を除く。）を適用する。この場合において、同法第十二条第二項中「及び社会復帰促進等事業」とあるのは、「社会復帰促進等事業及び雇用保険法

等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた保険給付に要する費用並びに附則第九十九条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十九条の規定により労働者災害補償保険の管掌者たる政府が負担するものとされた年金たる保険給付」と、「に要した費用の額」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた保険給付及び附則第九十九条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十九条の規定により労働者災害補償保険の管掌者たる政府が負担するものとされた年金たる保険給付に要した費用の額」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第四十七条 附則第三十九条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によるものとされた保険給付に要する費用並びに附則第九十九条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十九条の規定により労働者災害補償保険の管掌者たる政府が負担するものとされた年金たる保険給付に要する費用に関する附則第三百三十七条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定の適用については、同法第九十九条第二項第二号イ中「能力開発事業費」とあるのは、「能力開発事業費並びに雇用保険法等の一部



を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第四十二条の規定によりなお従前の例によるものとされた給付に要する費用」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置）

第四十八条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に係属している平成二十二年改正後船員保険法第五条に規定する協会の業務に関する訴訟事件又は非訟事件であつて協会が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、協会を国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）に規定する国又は行政庁とみなし、同法を適用する。

（裁判所の管轄に関する経過措置）

第四十九条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）の規定に基づき提起された国を被告とする抗告訴訟（附則第二十九条第一項の規定により協会が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）の管轄については、なお従前の例による。

（処分、手続等に関する経過措置）

第五十条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に平成二十二年改正前船員保険法（これに基づく命令を

含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、平成二十二年改正後船員保険法の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十二年改正後船員保険法の相当の規定によつてしたものともみなす。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に平成二十二年改正前船員保険法の規定により届出その他の手続をしなければならぬ事項で、同号に掲げる規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、平成二十二年改正後船員保険法中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、平成二十二年改正後船員保険法の規定を適用する。

（労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五十一条 第五条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第二十九条第一項第四号に掲げる事業として行われる給付金の支給であつてその支給事由が施行日前に生じたものについては、なお従前の例による。

第五十二条 前条の規定によりなお従前の例によるものとされた給付金の支給に要する費用に関する第七条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定の適用については、同法第十条第一

項中「事業」とあるのは「事業（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第五十一条の規定によりなお従前の例によるものとされた給付金を支給する事業（以下「給付金支給事業」という。）を含む。）」と、同法第十二条第二項中「及び社会復帰促進等事業」とあるのは「及び社会復帰促進等事業（給付金支給事業を含む。以下同じ。）」とする。

第五十三条 附則第五十一条の規定によりなお従前の例によるものとされた給付金に要する費用に関する附則第三百三十六条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定の適用については、同法第九十九条第一項第二号イ中「社会復帰促進等事業費」とあるのは、「社会復帰促進等事業費（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第五十一条の規定によりなお従前の例によるものとされた給付金を支給する事業に要する費用を含む。）」とする。

（健康保険法の一部改正）

第五十四条 健康保険法の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第十九条ノ三の規定による被保険者」を「第二条第二項に規定する疾病任意継続被保険者」に改める。

第七条の二第三項中「ほか」の下に「、船員保険法の規定による船員保険事業に関する業務（同法の規定により社会保険庁長官が行うものを除く。）」を加える。

第七条の九中「五人」を「六人」に改める。

（船員法の一部改正）

第五十五条 船員法の一部を次のように改正する。

第九十五条中「乃至前条」を「から前条まで」に、「因り」を「より労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）若しくは」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第五十六条 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「、政府」を削る。

（船員職業安定法の一部改正）

第五十七条 船員職業安定法の一部を次のように改正する。

第五条第七号中「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」を「船員の職業に就こうとする者であつ

て雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）に、「失業保険金の支給」を「給付」に、「失業保険制度」を「雇用保険制度」に改める。

第五十六条第二号中「第六十八条、第六十九条ノ三若しくは第七十条第一項」を「（昭和十四年法律第七十三号）第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一項」に改め、「（昭和四十九年法律第百十六号）」を削る。

第七十四条第二号中「及び船員保険法第十九条ノ二第一項」を「、雇用保険法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確認及び船員保険法第十五条第一項」に改める。

第九十三条第一項中「第十七条の規定による船員保険の被保険者」を「第二条第一項に規定する船員保険の被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）」に、「同法第四条ノ三第一項第四号中「船員」を「同条第一項中「船員（以下「船員」という。）」に、「ニ規定スル派遣船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ含ム」を「に規定する派遣船員をいう。」を含む。以下「船員」という。」に、「第十条中「船員」とあるのは「船員（派遣船員ヲ含ム）」と、同法第十七条中「船員（以下船員ト称ス）」とあるのは「船員（派遣船員ヲ含ム以下船員ト称ス）」を「第三十三条第三項中「船員法第八十九条第二項」と

あるのは「船員法第八十九条第二項（船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。」に、「第二十五条ノ二第一項」を「第四十六条第一項」に、「ノ規定ニ依リ適用セラルル場合ヲ含む以下之ニ同ジ」を「の規定により適用される場合を含む。以下同じ。」に、「第二十八条第三項第二号ロ及び第七項第二号、第三十一条第一項並びに第五十三条第二項第二号」を「第五十三条第三項第二号及び第八項並びに第六十七条第一項」に、「ニ規定スル船員派遣ノ役務ニ従事スル為乗組ミ中」を「に規定する船員派遣の役務に従事するために乗組み中」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「船員保険の被保険者に含まれるものとされた派遣船員」を「第一項の規定により船員保険法第二条第一項に規定する船員保険の被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）に含まれるものとされた派遣船員（次項において「船員保険の被保険者に含まれるものとされた派遣船員」という。）」に、「船員保険法第一条第三項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

（医療法の一部改正）

第五十八条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項第八号中「第五十七条ノ二」を「第百十一条」に改める。

(社会保険医療協議会法の一部改正)

第五十九条 社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第二十八条ノ四第二項」を「第五十八条第二項」に改め、同項第三号中「第二十八条ノ二第二項」を「第五十四条第二項」に、「第二十九条ノ四第十項」を「第六十五条第十項」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第六十条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第十二条第四項」を「第一百三十三条第一項」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第六十一条 国家公務員退職手当法の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「六月以上」を「十二月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和四十九年法律第一百十六号)第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務省令で定めるものをいう。以下

この条において同じ。）にあつては、六月以上」に、「雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）」を「同法」に、「同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務省令で定める者を同項」を「特定退職者を同法第二十三条第二項」に改め、同条第二項中「六月以上」を「十二月以上（特定退職者にあつては、六月以上）」に改める。

第六十二条 国家公務員退職手当法の一部を次のように改正する。

第十条第十五項中「又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」を削る。

（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第六十三条 附則第六十一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第十条第一項及び第二項の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

第六十四条 附則第六十二条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当は、附則第四十二条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。



(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第六十五条 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第三条中「第六十三条」を「第三百三十八条」に改める。

第九条第一項中「健康保険法」を「健康保険法若しくは船員保険法」に、「健康保険の」を「健康保険若しくは船員保険の」に改める。

第十九条中「第六十三条」を「第三百三十八条」に、「第六十四条」を「第三百三十九条」に改める。

第三十二条第一項中「第六十三条第一項」を「第三百三十八条第一項」に改め、同条第二項中「第六十四条」を「第三百三十九条」に改め、同条第五項中「第十二条ノ二第一項」を「第三百三十二条第四項」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第六十六条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の四第一項及び第五項中「第十四条第三項第一号」を「第十四条第二項第一号」に改める。

第六十七条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「第十条」を「第三条」に改める。

第二十四条の二中「第四条第二項から第六項まで、第四条ノ二及び第四条ノ三」を「第十七条から第二十条まで及び第二十三条」に改める。

附則第七条の四中第四項を削り、第五項を第四項とし、同条第六項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第五項」を「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第四項」に、「第五項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第五項」を「第四項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「次項」に、「第五項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「第五項」を「次項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「次項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を削る。

附則第七条の七第二項、第十三条の三及び第十三条の八第五項中「第四項」を「第三項」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第六十八条 厚生年金保険法附則第十一条の五、第十三条の三、第十三条の六第三項及び第十三条の八第五

項において準用する同法附則第七条の四第一項から第三項までの規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者（附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による求職者等給付のうち平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ三の規定により平成二十二年改正前船員保険法の支給を受けることができる者に限る。）

）が平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをした場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 厚生年金保険法附則第十一条の五、第十三条の三、第十三条の六第三項及び第十三条の八第五項において準用する前条の規定による改正後の同法附則第七条の四第四項及び第五項の規定は、附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による求職者等給付のうち平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ三の規定により平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者であつて平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをしたもの（前項において準用する厚生年金保険法附則第七条の四第一項各号のいずれにも該当するに至っていない者に限る。）が厚生年金保険法附則第八条の規定による

老齢厚生年金の受給権を取得した場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(租税特別措置法の一部改正)

第六十九条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の七第一項中「附則第二十九項」を「附則第三十一項」に改め、同条第二項中「附則第三十項」を「附則第三十二項」に改め、同条第三項中「附則第二十九項」を「附則第三十一項」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第七十条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

附則第十一条の次に次の一条を加える。

(育児休業手当金に関する暫定措置)

第十一条の二 平成二十二年三月三十一日までに第六十八条の二第一項に規定する育児休業等を開始した組合員であつて、当該育児休業等が終了した日(その日が当該育児休業等に係る子が同項に規定する基準年齢に達した日後であるときは、当該育児休業等に係る子が当該基準年齢に達した日)後引き続き

六月以上組合員（第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員を含む。）であるもの（当該育児休業等が終了した日から六月を経過した日が平成十九年十月一日以後の日である場合に限る。）に対する第六十八条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「百分の四十」とあるのは「百分の五十」と、同項ただし書中「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、同条第二項中「百分の四十」とあるのは「百分の五十」と、「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、「四分の一」とあるのは「五分の二」とする。

附則第十二条の人の二第一項及び第五項中「第十四条第三項第一号」を「第十四条第二項第一号」に改める。

附則第十四条の四第一項第一号を削り、同項第二号中「第十五条第二項第二号」を「（昭和四十六年法律第九十二号）第十五条第二項第一号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第十五条第二項第三号」を「第十五条第二項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第七十一条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第二百二十条中「第二十八条から第二十九条ノ六まで及び第三十一条から第三十一条ノ七まで」を「第五十三條（第四項を除く。）」、第五十四条から第六十八条まで、第七十六条から第七十九条まで及び第八十条から第八十四条まで」に改める。

第二百二十一条第二号中「（失業に関する給付を除く。）」を削る。

第二百二十二条中「第六十条第一項」を「第二百二十五条第一項」に改める。

附則第十二条の八の二中第四項を削り、第五項を第四項とし、同条第六項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第四項」に、「第五項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第五項」を「第四項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「次項」に、「第五項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「第五項」を「次項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「次項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を削る。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第七十二条 国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第一項から第三項までの規定は、同法附則第十二

条の三、第十二条の六の二又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者（附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による求職者等給付のうち平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ三の規定により平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者に限る。）が平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをした場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第四項及び第五項の規定は、附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による求職者等給付のうち平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ三の規定により平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者であつて平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをしたもの（前項において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第一項各号のいずれにも該当するに至っていない者に限る。）が国家公務員共済組合法附則第十二条の三、第十二条の六の二又は第十二条の八の規定による退職共済年金を受ける権

利を取得した場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

(児童扶養手当法の一部改正)

第七十三条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「年金たる給付」を「年金たる給付(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる給付に限る。)」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第七十四条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「この場合において」の下に、「同法第十三条第二項中「該当する者(」とあるのは「該当する者又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者(いずれも)」と」を加え、「次の各号」を「受給資格者(」に、「



、「次の各号」を「受給資格者」に、「者」を「者で第十三条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により基本手当の支給を受けることができる資格を有するもの（いずれも）」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に前条の規定による改正前の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者に係る基本手当の受給資格については、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第七十六条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

附則第十七条の次に次の一条を加える。

（育児休業手当金に関する暫定措置）

第十七条の二 平成二十二年三月三十一日までに第七十条の二第一項に規定する育児休業を開始した組合員であつて、当該育児休業が終了した日（その日が当該育児休業に係る子が同項に規定する基準年齢に

達した日後であるときは、当該育児休業に係る子が当該基準年齢に達した日（後引き続き六月以上組合員（第四百四十条第二項に規定する継続長期組合員及び第四百四十四条の三第三項に規定する団体組合員を含む。）であるもの（当該育児休業が終了した日から六月を経過した日が平成十九年十月一日以後の日である場合に限る。））に対する第七十条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「百分の四十」とあるのは「百分の五十」と、同項ただし書中「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、同条第二項中「百分の四十」とあるのは「百分の五十」と、「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、「四分の一」とあるのは「五分の二」とする。

附則第二十六条の二第一項中「第十四条第三項第一号」を「第十四条第二項第一号」に、「申し込み」を「申込み」に、「若しくは第七十九条第一項第二号」を「若しくは同号」に改め、同条第四項中「第十四条第三項第一号」を「第十四条第二項第一号」に、「若しくは第七十九条第一項第二号」を「若しくは同号」に改める。

附則第四十条の二第一項第一号を削り、同項第二号中「地方公務員」の下に「（組合役職員及び連合会役職員を含む。次号において同じ。）」を加え、「第十五条第二項第二号」を「（昭和四十六年法律第九

十二号)第十五条第二項第一号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第十五条第二項第三号」を「第十五条第二項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第七十七条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第三百三十六条中「第二十八条から第二十九条ノ六まで及び第三十一条から第三十一条ノ七まで」を「第五十三条(第四項を除く。)、第五十四条から第六十八条まで、第七十六条から第七十九条まで及び第八十二条から第八十四条まで」に改める。

第三百三十七条第二号中「(失業に関する給付を除く。)」を削る。

第三百三十八条中「第六十条第一項」を「第二百二十五条第一項」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第七十八条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項及び第四項を削る。

附則第十二条中「船員保険法」の下に「（昭和十四年法律第七十三号）」を加える。

（国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十九条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について附則第三十九条の規定による保険給付であつて、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による補償に相当するものを受ける場合には、当該者には同法の規定による補償は行わない。

（船員災害防止活動の促進に関する法律の一部改正）

第八十条 船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条中「船員保険特別会計」を「労働保険特別会計」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第八十一条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六十三の項中「による」の下に「同法第七条第一項第一号の」を、「若しくは」の下に「同項第二号の」を加え、「労働福祉事業」を「同法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業」に改め、同表の七十の項中「、同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第六十四条の雇用福祉事業」を削る。

第八十二条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の七十三の項中「社会保険庁」を「全国健康保険協会」に改め、同項の次に次のように加える。

七十三の二 社会保険 庁	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置）

第八十三条 附則第六条第一項の規定により政府が暫定雇用福祉事業を行う間においては、附則第八十一条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の七十の項中「又は同法第六十三条の能力開発事業」とあるのは、「若しくは同法第六十三条の能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年

法律第 号)による同法附則第六条第一項の暫定雇用福祉事業」と読み替えて同項の規定を適用する。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第八十四条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項を削る。

(地方公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

第八十五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について附則第三十九条の規定による保険給付であつて、地方公務員災害補償法の規定による補償に相当するものを受ける場合には、当該者は同法の規定による補償は行わない。

(勤労青少年福祉法の一部改正)

第八十六条 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第八十七条 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「財産形成についての国の助成等」を「財産形成についての国の支援」に改め、「・第八条の二」を削る。

第四条第一項中「第八条の二、第十四条の二」を「第十四条」に改める。

第六条第六項中「及び第八条の二第三号」を削り、同条第八項中「、第八条の二第三号」及び「。第八条の二第三号において同じ」を削り、同条第九項中「第十四条の二第二項」を「第十四条第一項」に改める。

第七条中「第十四条の二第一項」を「第十四条第一項」に改める。

「第三節 財産形成についての国の助成等」を「第三節 財産形成についての国の支援」に改める。

第八条の見出しを削り、同条中「若しくは勤労者が次条第三号の財産形成貯蓄活用給付金の支払を受けた場合」を削る。

第八条の二を削る。

第九条第一項を次のように改める。

厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）に、事業主、事業主で組織された法人で政令で定めるもの（以下この条、次条及び第十条の三において「事業主団体」という。）又は勤労者（国家公務員及び地方公務員（以下「公務員」という。）を除く。以下第十条の二までにおいて同じ。）の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けの業務を行う福利厚生会社で、事業主にあつてはその雇用する勤労者（継続して一年以上にわたつて勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等をしたことその他の政令で定める要件を満たす者に限る。以下この項において同じ。）に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者に、福利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する業主団体の構成員である事業主（政令で定めるものに限る。）の雇用する勤労者にその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金（以下「住宅資金」と総称する。）の貸付けを行うものに対し、各勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄の額の十倍に相当する額（その額が政令で定める額を超える場合には、当該政令で定める額。次条第一項及び第二項並びに第十五



条第三項において「貸付限度額」という。）の範囲内で、当該貸付けのための資金の貸付けを行う業務を行わせるものとする。

第九条第二項中「前項第一号及び第三号」を「前項」に改め、同項第二号中「当該貸付けに係る資金により建設し、若しくは購入する住宅の分譲を受けようとする勤労者若しくは」、「当該貸付けに係る資金により建設し、若しくは購入する住宅の分譲又は」及び「当該住宅の分譲又は」を削り、同条第三項中「第十条の三第一項第二号」及び「、その持家としての住宅を建設させ、かつ、分譲させる目的」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第十条の三第一項第二号に規定する住宅を貸し付けさせる目的」を削る。

第十条第一項及び第二項中「前条第一項第三号」を「前条第一項」に、「同号」を「同項」に改め、同条第三項中「（機構の行う同条第一項第三号の貸付けに係る措置に限る。）」を削る。

第十条の三を次のように改める。

（機構の行う教育融資）

第十条の三 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、機構に、次の各号に掲げる者に対し、政

令で定めるところにより、当該各号に定める資金の貸付けを行う業務を行わせるものとする。

一 勤労者（勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。） 自己又はその親族が教育（学校教育法（

昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。）を受けるために必要な資金（以下「教育資金」という。）

二 事業主 当該事業主が雇用する勤労者（公務員を除くものとし、勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。次号において同じ。）に対し教育資金を貸し付けるための資金

三 事業主団体 その構成員である事業主が雇用する勤労者に対し教育資金を貸し付けるための資金  
第十一条中「前条第一項」を「前条」に改め、「住宅の建設若しくは購入及び」を削る。

第十三条第一項中「第九条第一項第一号若しくは第三号又は第十条の三第一項第一号」を「第九条第一項又は第十条の三」に改める。

第四章中第十四条を削り、第十四条の二を第十四条とする。

第十四条の三を削る。

第十五条第二項中「公務員にその持家として分譲する住宅の建設又は購入及び当該住宅の分譲（第一号において「住宅の分譲等」という。）の業務、」を削り、同項第一号を削り、同項第二号中「第九条第一項第三号」を「第九条第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第四項中「住宅の建設若しくは購入又は」を削る。

第十七条第二項第二号中「第十四条の二」を「第十四条」に改める。

附則第二条第一項を削り、同条第二項中「住宅の建設若しくは購入及び」を削り、「前条第一項」を「前条」に、「附則第二条第二項」を「附則第二条」に改め、同項を同条とする。

（勤労者財産形成促進法の一部改正に伴う経過措置）

第八十八条 前条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法（以下「旧財形法」という。）第八條の二第一号の規定に基づき支給される助成金であつて、施行日前に勤労者財産形成促進法第六條の二に規定する勤労者財産形成給付金契約又は同法第六條の三に規定する勤労者財産形成基金契約に基づき拠出を行った事業主に対するものの支給については、なお従前の例による。

2 旧財形法第八條の二第二号の規定に基づき支給される奨励金であつて、施行日前に設立された基金（勤

労者財産形成促進法第七条の四の基金をいう。) に対するものの支給については、なお従前の例による。

3 旧財形法第八条の二第三号の規定に基づき支給される助成金であつて、施行日前に同号に規定する預貯金等の払出し、譲渡若しくは償還をし又は支払を受けた金銭に係るものの支給については、なお従前の例による。

4 旧財形法第九条第一項第一号及び第二号の規定に基づき行われる貸付けであつて、独立行政法人雇用・能力開発機構が施行日前に当該貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

5 旧財形法第十条の三第一項第二号の規定に基づき行われる貸付けであつて、独立行政法人雇用・能力開発機構が施行日前に当該貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

6 旧財形法第十四条の三の規定に基づき行われる助成であつて、施行日前に当該助成を受けている事業主団体に対するものについては、なお従前の例による。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第八十九条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「福祉等」を「雇用の安定等」に改め、同条第一項中「能力の開発及び向上並びに福

社の増進を図るため、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業」を「雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るため、同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業」に改め、同項第一号中「技能の向上を推進する」を「雇用の改善、再就職の促進その他建設労働者の雇用の安定を図る」に改め、同項第二号中「雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修を実施する」を「建設労働者の技能の向上を推進する」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第十条中「三事業率」を「二事業率」に、「第六十三条第一項各号及び第六十四条第一項各号」を「第六十二条第一項各号及び第六十三条第一項各号」に改める。

第九十条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十二条第二号中「第六十八条、第六十九条ノ三若しくは第七十条第一項」を「第一百五十六条、第五百九条若しくは第六十条第一項」に改める。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十一条 附則第六条第一項の規定により、政府が同項第二号に掲げる事業を行う場合における附則第八

十九条の規定による改正後の建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十条の規定の適用については、同

条中「前条第一項各号に掲げる事業に要する費用並びに同法」とあるのは、「前条第一項各号に掲げる事業及び雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第六条第一項第二号に掲げる事業に要する費用並びに雇用保険法」とする。

第九十二条 附則第六条第一項の規定により、同項第二号に掲げる事業として行われる助成であつて、平成二十年四月一日前に当該助成を受けることができることとなつた事業主、事業主の団体又はその連合団体に対するものについては、なお従前の例による。

（賃金の支払の確保等に関する法律の一部改正）

第九十三条 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第九条及び第十六条中「第二十九条第一項第四号」を「第二十九条第一項第三号」に改める。

第九十四条 賃金の支払の確保等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条中「（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による被保険者である労働者を除く。）」を削る。

第十二条の次に次の一条を加える。

(資料の提供等)

第十二条の二 都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この法律の施行に関し、関係行政機関又は公私の団体に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた関係行政機関又は公私の団体は、できるだけその求めに応じなければならぬ。

第十六条中「労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第八条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による被保険者（同法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。）を使用する事業」と、「被保険者である労働者を除く」とあるのは「被保険者（同法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。）である労働者に限る」と、「及び」「第九条の見出し中「労働者災害補償保険法」とあるのは「船員保険法」と、同条中「労働者災害補償保険法（昭和二十二

年法律第五十号) 第二十九条第一項第三号に掲げる事業」とあるのは「船員保険法第五十七条ノ二第三項に規定する事業」とを削る。

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第九十五条 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第三十三条ノ三第二項中」を「第三十三条ノ三第三項中」に、「第三十三条ノ三第二項各号」を「第三十三条ノ三第三項各号」に改める。

第九十六条 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第十七条の規定による船員保険の被保険者」を「第二条第一項に規定する船員保険の被保険者(同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。)」に、「同法第四条ノ三第一項第四号中「船員」を「同条第一項中「船員(以下「船員」という。)」に、「特別措置法ト称ス)第十一条第一項ニ規定スル労務供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ含ム」を「特別措置法」という。」「第十一条第一項に規定する労務供給船員をいう。」を含む。以下「船員」という。」に、「第十条中「船員」とあるのは「船員(労務供給船員ヲ含ム)」と、同法第十七条中「船員(以下船員ト称ス)」とあるのは「船員(



労務供給船員ヲ含ム以下船員ト称ス」を「第三十三条第三項中「船員法第八十九条第二項」とあるのは「船員法第八十九条第二項（特別措置法第十四条第一項の規定により適用される場合を含む。」に、「第二十五条ノ二第一項」を「第四十六条第一項」に、「ノ規定ニ依リ適用セラルル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ」を「の規定により適用される場合を含む。以下同じ。」に、「第二十八条第三項第二号ロ及び第七項第二号、第三十一条第一項並びに第五十三条第二項第二号」を「第五十三条第三項第二号及び第八項並びに第六十七条第一項」に、「ニ規定スル船員労務供給ノ役務ニ従事スル為」を「に規定する船員労務供給の役務に従事するために」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「船員保険の被保険者に含まれるものとされた労務供給船員」を「第一項の規定により船員保険法第二条第一項に規定する船員保険の被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）に含まれるものとされた労務供給船員（次項において「船員保険の被保険者に含まれるものとされた労務供給船員」という。）」に、「第一条第三項」を「第二条第九項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とする。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第九十七条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「政府」を削る。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十八条 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項中「第四条第一項」を「第十六条第一項」に、「区分に」を「等級区分に」に改め、同条第二項中「第四条第一項中「区分」とあるのは「区分」を「第十六条第一項中「等級区分」とあるのは「等級区分」に、「ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ改定後ノ区分」を「の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分」に、「船員保険法第四条ノ五第一項中「五百四万円ヲ」を「同法第二十一条第一項中「五百四十万円を」に、「ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ政令ヲ以テ定ムル額以下本項ニ於テ之ニ同ジ」ヲを「の規定により等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。」を」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十九条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第六十二条の二中「船員保険法」を「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第四十二条第四項又は第五項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法」に改める。

附則第八十九条中「次の各号に掲げる費用」の下に「（船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三号）附則第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた国庫の負担すべき費用に相当する額を除く。）」を加え、「船員保険の」を「労働者災害補償保険の」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正）

第百条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第六十八条、第六十九条ノ三若しくは第七十条第一項」を「第百五十六条、第百五十九條若しくは第百六十条第一項」に改める。

（地域雇用開発促進法の一部改正）

第百一条 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「。次項において「内定者」という」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第二項とする。

第十五条第一項中「、同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第六十四条の雇用福祉事業」を削る。

第十七条第一項第二号中「。次項において「内定者」という」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第二項とする。

(港湾労働法の一部改正)

第百二条 港湾労働法の一部を次のように改正する。

第三十一条の見出し中「雇用福祉事業関係業務」を「雇用安定事業関係業務」に改め、同条第一項中「第六十四条の雇用福祉事業」を「第六十二条の雇用安定事業」に、「福祉の増進」を「雇用の安定」に改め、同条第二項及び第三項中「雇用福祉事業関係業務」を「雇用安定事業関係業務」に改める。

第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十六条、第四十条第一項第五号及び第四十二条（見出しを含む。）中「雇用福祉事業関係業務」を「雇用安定事業関係業務」に改める。

第百三条 港湾労働法の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「第六十八条、第六十九条ノ三若しくは第七十条第一項」を「第一百五十六条、第一百五十九条若しくは第一百六十条第一項」に改める。

(港湾労働法の一部改正に伴う経過措置)

第四百四条 厚生労働大臣は、附則第百二条の規定による改正後の港湾労働法（以下「新港湾労働法」という。）第三十一条第一項各号に規定するもののほか、施行日から平成二十年三月三十一日までの間、この法律の施行の際現に港湾労働法第二十八条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けている者に、附則第六条第一項第三号に掲げる事業に係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

2 前項の場合における新港湾労働法第三十条第五号、第三十一条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第二項、第三十八条第一項、第三十九条から第四十二条まで、第五十条及び第五十一条第四号の規定の適用については、新港湾労働法第三十条第五号中「次条第一項」とあるのは「次条第一項及び雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第百四条第一項」と、新港湾労働法第三十一条の見出し中「雇用安定事業関係業務」とあるのは「雇用安定事業関係業務及び暫定雇用福祉事業関係業務」と、同条第二項中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び雇用保険法等の

一部を改正する法律附則第四百四条第一項に規定する業務」と、「雇用安定事業関係業務」とあるのは「雇用安定事業関係業務及び暫定雇用福祉事業関係業務」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項及び雇用保険法等の一部を改正する法律附則第四百四条第一項」と、「雇用安定事業関係業務」とあるのは「雇用安定事業関係業務及び暫定雇用福祉事業関係業務」と、新港湾労働法第三十二条、第三十三条、第三十五条及び第三十六条中「雇用安定事業関係業務」とあるのは「雇用安定事業関係業務及び暫定雇用福祉事業関係業務」と、新港湾労働法第三十七条第二項、第三十八条第一項、第三十九条及び第四十条第一項中「第三十条」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第四百四条第二項の規定により読み替えられた第三十条」と、同項第五号中「第三十二条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第四百四条第二項の規定により読み替えられた第三十二条第一項」と、「雇用安定事業関係業務」とあるのは「雇用安定事業関係業務及び暫定雇用福祉事業関係業務」と、同条第二項中「前項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第四百四条第二項の規定により読み替えられた前項」と、「第三十条」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第三十条」と、新港湾労働法第四十一条中「前条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第四百四条第二項の規定により読み替

えられた前条第一項」と、新港湾労働法第四十二条の見出し中「雇用安定事業関係業務」とあるのは「雇用安定事業関係業務及び暫定雇用福祉事業関係業務」と、同条第一項中「第四十条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第四百四条第二項の規定により読み替えられた第四十条第一項」と、同条第一項中「第四十条第一項」とあるのは「雇用安定事業関係業務及び暫定雇用福祉事業関係業務」と、同条第二項中「前項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第四百四条第二項の規定により読み替えられた前項」と、「雇用安定事業関係業務」とあるのは「雇用安定事業関係業務及び暫定雇用福祉事業関係業務」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第四百四条第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「雇用安定事業関係業務」とあるのは「雇用安定事業関係業務及び暫定雇用福祉事業関係業務」と、新港湾労働法第五十条中「第三十九条」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第四百四条第二項の規定により読み替えられた第三十九条」と、新港湾労働法第五十一条第四号中「第三十八条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第四百四条第二項の規定により読み替えられた第三十八条第一項」とする。

（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法

律の一部改正)

第百五条 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「、同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第六十四条の雇用福祉事業」を削り、同項第三号中「（次項において「被保険者」という。）」及び「及び次項」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第二項とする。

（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百六条 前条の規定による改正前の中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（以下「旧中小企業労働力確保法」という。）第七条第一項の規定に基づき平成十九年改正前雇用保険法第六十四条の雇用福祉事業として行われる同項第一号の助成の事業であつて、施行日前に当該助成を受けることができることとなつた認定組合等（旧中小企業労働力確保法第五条第一項の認定組合等をいう。）に対するものの実施については、なお従前の例による。この場合にお



いて、旧中小企業労働力確保法第七条第一項中「同法第六十四条の雇用福祉事業」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第六条第一項の暫定雇用福祉事業」とする。

（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正）

第一百七条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

「第四章 介護労働安定センター（第十五条―第三十一条）

「第四章 介

目次中 第五章 独立行政法人雇用・能力開発機構による債務保証等（第三十二条）

を

第六章 罰則（第三十三条・第三十四条）

」

第五章 罰

護労働安定センター（第十五条―第三十条）

に改める。

則（第三十一条・第三十二条）

」

第十条第一項中「同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第六十四条の雇用福祉事業」を削り、同条第二項を削る。

第十八条第一項中「、同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第六十四条の雇用福祉事業」を削り、同項第二号中「及び福祉」を「の安定並びに能力の開発及び向上」に改め、同項第三号及び第六号中「福祉の増進」を「雇用の安定並びに能力の開発及び向上」に改め、同条第二項中「から第六十四条まで」を「又は第六十三条」に改める。

第三十一条及び第五章を削る。

第六章中第三十三条を第三十一条とし、第三十四条を第三十二条とする。

第六章を第五章とする。

(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百八条 厚生労働大臣は、前条の規定による改正後の介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「新介護労働者法」という。）第十八条第一項各号に規定するもののほか、施行日から平成二十二年三月三十一日までの間、この法律の施行の際現に介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けている者に、附則第六条第一項第一号に掲げる事業に係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

2 前項の場合における新介護労働者法第十七条第三号、第十八条第三項及び第四項、第二十五条第二項、第二十七条第一項、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項並びに第三十一条第二号の規定の適用については、新介護労働者法第十七条第三号中「次条第一項」とあるのは「次条第一項及び雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第百八条第一項」と、新介護労働者法第十八条第三項中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び雇用保険法等の一部を改正する法律附則第百八条第一項及び雇用保険法等の一部を改正する法律附則第百八条第二項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項及び雇用保険法等の一部を改正する法律附則第百八条第一項」と、新介護労働者法第二十五条第二項、第二十七条第一項、第二十八条及び第二十九条第一項中「第十七条」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第百八条第二項の規定により読み替えられた第十七条」と、同条第二項中「前項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第百八条第二項の規定により読み替えられた前項」と、「第十七条」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第十七条」と、新介護労働者法第三十条第一項中「前条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第百八条第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、新介護労働者法第三十一条第二号中「第二十七条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する

法律附則第百八条第二項の規定により読み替えられた第二十七条第一項」とする。

第百九条 施行日から平成二十年三月三十一日までの間、厚生労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図るため、独立行政法人雇用・能力開発機構に附則第百七条の規定による改正前の介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「旧介護労働者法」という。）第三十二条各号に掲げる業務を行わせるものとする。

2 前項の規定により、独立行政法人雇用・能力開発機構が行う業務のうち、旧介護労働者法第三十二条第一号及び第二号の債務の保証であつて、平成二十年四月一日前に当該債務の保証を受けることができることとなつた者に対するものについては、なお従前の例による。

（看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正）

第百十条 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正)

第百十一条 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条の見出し中「短時間労働者福祉事業関係業務」を「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務」に改め、同条第一項中「労働福祉事業又は雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十四条の雇用福祉事業」を「社会復帰促進等事業」に改め、同項第五号中「その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な事業」を削り、同条第二項中「又は雇用保険法第六十四条」を削り、同条第三項及び第四項中「短時間労働者福祉事業関係業務」を「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務」に改める。

第十七条第一項及び第二項中「短時間労働者福祉事業関係業務」を「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務」に改める。

第十八条の見出し中「短時間労働者福祉事業関係給付金」を「短時間労働者雇用管理改善等事業関係給付金」に改め、同条中「短時間労働者福祉事業関係業務」を「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務」に、「第二十三条又は雇用保険法第六十四条」を「第二十九条」に改める。

第二十一条から第二十三条まで、第二十八条第一項第五号及び第二十九条（見出しを含む。）中「短時間労働者福祉事業関係業務」を「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務」に改める。

（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百十二条 前条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「旧短時間労働者法」という。）第十六条第一項の規定に基づき平成十九年改正前雇用保険法第六十四条の雇用福祉事業として行われる同項第一号の給付金の支給であつて、施行日前にその支給事由である措置の一部を講じた事業主及び事業主の団体に対するものの実施については、なお従前の例による。この場合において、同項中「雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十四条の雇用福祉事業」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第六条第一項の暫定雇用福祉事業」と、旧短時間労働者法第十六条第二項及び第十八条中「雇用保険法第六十四条」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第六条第一項」とする。

2 旧短時間労働者法第十六条第一項の規定に基づき第五条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第二十九条第一項第四号に掲げる事業として行われる給付金の支給であつて、施行日前にその支給事由であ

る措置の一部を講じた事業主及び事業主の団体に対するものの実施については、なお従前の例による。

第百十三条 前条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた給付金の支給に要する費用に関する  
第七条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定の適用については、同法第十  
条第一項中「事業」とあるのは「事業（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号  
）附則第百十二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた給付金を支給する事業（以下「給  
付金支給事業」という。）を含む。）」と、同法第十二条第二項中「及び社会復帰促進等事業」とあるの  
は「及び社会復帰促進等事業（給付金支給事業を含む。以下同じ。）」とする。

第百十四条 附則第百十二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた給付金に要する費用に関  
する附則第百三十六条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定の適用については、同法第九十  
九条第一項第二号イ中「社会復帰促進等事業費」とあるのは、「社会復帰促進等事業費（雇用保険法等の  
一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第百十二条第二項の規定によりなお従前の例によ  
るものとされた給付金を支給する事業に要する費用を含む。）」とする。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百十五条 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十五条第二項中「同条第四項及び第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）」を「同条第五項」に改める。

附則第二十六条第十三項中「船員保険法」を「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第四十二条第四項又は第五項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法」に改める。

（介護保険法の一部改正）

第百十六条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第七項中「政府」を削る。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第百十七条 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第九十五号中「政府が管掌する」を削る。

第二十七条中「管掌する健康保険」の下に「及び船員保険」を、「健康保険法」の下に「及び船員保険



法」を加え、「船員保険事業、」を削る。

第二十八条中「同項第九十四号」の下に「及び第九十五号に掲げる事務」を、「健康保険法」の下に「又は船員保険法」を加え、「に掲げる事務、第九十五号」及び「（政府が管掌するものに限る。）」を削る。

（健康増進法の一部改正）

第一百八条 健康増進法（平成十四年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「政府」を「全国健康保険協会」に改め、同条第十号中「政府」を削る。

（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正）

第一百九条 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「又は同法第六十四条の規定による雇用福祉事業」を削る。

附則第五条第三項中「附則第五条第二項第一号」との下に「雇用安定事業」とあるのは「雇用安定事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」とを加え、「第二十四条第一号」を「同条第一号」に改める。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第二百二十条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「、船員保険制度」を削る。

第十二条第一項第十二号中「、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」を削る。

附則第五条の二第六項中「それぞれ」及び「及び船員保険特別会計」を削り、同条第九項中「及び船員保険特別会計」を削り、同条第十四項中「附則第百九十三条」を「第百十一条第七項」に、「船員保険特別会計」を「年金特別会計の業務勘定」に改める。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正に伴う経過措置)

第二百一十一条 附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法に基づく年金たる給付の受給権者は、前条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号に規定する厚生年金等受給権者とみなして、同条及び同法第二十四条第一項の規定を適用する。

(独立行政法人雇用・能力開発機構法の一部改正)

第二百二十二条 独立行政法人雇用・能力開発機構法の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「、同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第六十四条の規定による雇用福祉事業」を削り、同条第三項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「第九条第一項各号及び第十条の三第一項各号に掲げる」を「第九条第一項及び第十条の三に規定する」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号中「前三号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第十二条第一項中「及び第三号」を削る。

第十三条中「第十一条第三項第二号及び第三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）」を「第十一条第三項に規定する業務」に改める。

第十四条第一項中「第五項」を「第四項」に改める。

第十五条第一項及び第三項中「第十一条第三項第三号」を「第十一条第三項第一号」に改める。

第二十一条第二項中「第十一条第三項第三号」を「第十一条第三項第一号」に、「第九条第一項各号及び第十条の三第一項第二号に掲げる」を「第九条第一項に規定する」に改める。

第二十八条第二号中「第五項」を「第四項」に改める。

附則第三条第六項第二号中「以下同じ」を「第八項第二号、第九項第二号及び第十一項において同じ」に改め、同項第三号中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改め、同条第八項第一号中「以下同じ」を「第九項第一号及び第十項において同じ」に改め、同項第二号中「以下同じ」を「第九項第二号及び第十一項において同じ」に改め、同項第三号中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改め、同条第十二項中「財形勘定」の下に「（次条第九項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち財形業務（第十一条第三項に規定する業務並びに次条第一項第一号及び第二項第四号から第八号までに掲げる業務をいう。）に係るものをいう。以下この項において同じ。）」を、「一般勘定」の下に「（同条第九項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定以外の一般の勘定をいう。）」を加える。

附則第四条第一項中「第五項」を「第四項」に改め、同項第一号中「附則第二十二條の規定による改正後の勤労者財産形成促進法附則第二条第二項」を「勤労者財産形成促進法附則第二条」に改め、同項中第六号から第十号までを削り、第十一号を第六号とし、第十二号を削り、同条中第五項及び第六項を削り、

第四項を第六項とし、同条第三項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第四項」を「第六項」に改め、「により宿舍等勘定」の下に「（第九項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち宿舍等業務（第一項第二号及び第三号に掲げる業務をいう。以下同じ。）に係るものをいう。以下同じ。）」を加え、「次項」を「第五項」に改め、「総額」の下に「から政令で定めるところにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。  
附則第四条第一項の次に次の一項を加える。

2 機構は、第十一条第一項、第三項及び第四項並びに前項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第六条第一項第二号に掲げる事業が終了するまでの間、当該事業（これに附帯する事業を含む。）を行うこと。

二 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百五条の規定による改正前の中小企業における労働力の

確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（以下「旧中小企業労働力確保法」という。）第七条第一項第一号に掲げる事業（同号の助成の事業であつて、平成十九年四月一日前に当該助成を受けることができることとなつた認定組合等（旧中小企業労働力確保法第五条第一項に規定する認定組合等をいう。）に対するものに係るものに限る。）が終了するまでの間、当該事業（これに附帯する事業を含む。）を行うこと。

三 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百二十二条の規定による改正前の第十一条第三項第一号に掲げる業務が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

四 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百二十二条の規定による改正前の第十一条第三項第二号に掲げる業務のうち同法附則第八十七条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法（以下「旧財形法」という。）第八条の二第一号に掲げる業務（同号の規定に基づき支給される助成金であつて、平成十九年四月一日前に勤労者財産形成促進法第六条の二に規定する勤労者財産形成給付金契約又は同法第六条の三に規定する勤労者財産形成基金契約に基づき拠出を行った事業主に対するものの支給に係るものに限る。）が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

五 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百二十二条の規定による改正前の第十一条第三項第二号に掲げる業務のうち旧財形法第八条の二第二号に掲げる業務（同号の規定に基づき支給される奨励金であつて、平成十九年四月一日前に設立された基金（勤労者財産形成促進法第七条の四に規定する基金をいう。）に対するものの支給に係るものに限る。）が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

六 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百二十二条の規定による改正前の第十一条第三項第二号に掲げる業務のうち旧財形法第八条の二第三号に掲げる業務（同号の規定に基づき支給される助成金であつて、平成十九年四月一日前に同号に規定する預貯金等の払出し、譲渡若しくは償還をし又は支払を受けた金銭に係るものの支給に係るものに限る。）が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

七 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百二十二条の規定による改正前の第十一条第三項第二号に掲げる業務のうち旧財形法第十四条の三に規定する業務（同条の規定に基づき行われる助成であつて、平成十九年四月一日前に当該助成を受けている事業主団体に対するものに限る。）が

終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

八 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百二十二条の規定による改正前の第十一条第三項第三号に掲げる業務のうち旧財形法第九条第一項第一号及び第二号並びに第十条の三第一項第二号に掲げる業務（これらの規定に基づき行われる貸付けであつて、機構が平成十九年四月一日前に当該貸付けの申込みを受理したものに係るものに限る。）が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

附則第四条第七項を次のように改める。

7 機構は、第二項第三号の規定により行うこととされた業務を終えたときは、同号の規定により行うこととされた業務に充てるものとされた金額（前条第六項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされた金額（雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百二十二条の規定による改正前の第十一条第三項第一号に掲げる業務に係る金額に限る。次項において同じ。）を含む。）を国庫に納付しなければならぬ。

附則第四条に次の二項を加える。



8 機構は、前項の規定により国庫納付金を納付したときは、前条第六項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされた金額については、機構に対する政府からの出資はなかったものとし、機構はその額により資本金を減少するものとする。

9 第一項及び第二項の規定により機構が第一項及び第二項に規定する業務を行う場合には、第十一条第二項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第四条第一項第二号、第三号及び第五号並びに第二項第一号及び第二号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは、「同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十二条第一項中「前条第三項第一号」とあるのは「前条第三項第一号並びに附則第四条第一項第一号、第四号及び第五号並びに第二項第三号及び第八号」と、第十三条中「第十一条第三項に規定する業務」とあるのは「財形業務（第十一条第三項に規定する業務並びに附則第四条第一項第一号及び第二項第四号から第八号までに掲げる業務をいう。）並びに附則第四条第一項第二号及び第三号に掲げる業務」と、「特別」とあるのは「それぞれ特別」と、第十四条第一項及び第二十八条第二号中「第十一条第一項、第三項及び第四項」とあるのは「第十一条第一

項、第三項及び第四項並びに附則第四条第一項及び第二項」と、第十五条第一項及び第三項中「第十一条第三項第一号」とあるのは「第十一条第三項第一号並びに附則第四条第一項第一号及び第二項第八号」とする。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第二百二十三条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第八項中「政府、」を削り、「第二十八条第五項第二号」を「第五十三条第六項第二号」に改める。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百二十四条 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四十二条第二項を削る。

(独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正)

第二百二十五条 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正す

る。

第十条第一項第七号ハ中「船舶所有者（石綿健康被害救済法第三十五条第二項の船舶所有者をいう。）からの一般拠出金（同項の一般拠出金をいう。）の徴収及び」を削る。

附則第七条の前の見出しを「（承継業務に係る業務の特例）」に改める。

附則第十八条を削り、附則第十七条を附則第十八条とし、附則第十六条の次に次の一条を加える。

（石綿健康被害救済法に係る業務の特例）

第十七条 機構は、第十条及び附則第七条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第二百五条の規定による

改正前の第十条第一項第七号ハに掲げる業務（同号ハの一般拠出金であつてその徴収事由が平成二十年四月一日前に生じたものに限る。）を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第二号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第十七条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、第十八条第一

項第三号及び第二十二條第二号中「第十條」とあるのは「第十條及び附則第十七條第一項」とする。

附則第二十八條中「第十六條」を「第十七條」に改める。

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

第二百二十六條 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項第三号中「第九條第一項各号及び第十條の三第一項第二号に掲げる」を「第九條第一項に規定する」に改める。

附則第七條第一項第六号中「附則第四條第六項」を「附則第四條第九項」に、「同法附則第四條第一項第四号に規定する債権(政令で定めるものに限る。）」の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務の一部」を「次の業務」に改め、同号に次のように加える。

イ 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四條第一項第四号に規定する債権(政令で定めるものに限る。）」の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務の一部を行うこと。

ロ 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四條第二項第八号の業務が終了するまでの間、当該業

務の一部を行うこと。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二百二十七条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第八十七条第一項中「有しているものとしたならば」を「有し、なお効力を有している旧退職手当法第十条の規定が雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第六十一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（以下この項において「平成十九年改正後退職手当法」という。

）第十条の規定と同様に改正されたものとしたならば当該改正後の」に、「新退職手当法」を「平成十九年改正後退職手当法」に改める。

附則第九十四条第四項中「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

第二百二十八条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第九十四条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

(石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正)

第二百二十九条 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の一部を次のように改正

する。

第六十九条第二項中「労働福祉事業」を「社会復帰促進等事業」に改める。

第三百三十条 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「、第三十五条第二項の規定により船舶所有者から徴収した一般拠出金」を削る。

第三十五条第二項を削り、同条第三項中「及び船舶所有者」を削り、同項を同条第二項とする。

第三十七条第一項中「第一項一般拠出金」を「一般拠出金」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中

「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第三十八条の見出し及び同条第一項中「第一項一般拠出金」を「一般拠出金」に改め、同条第二項中「

第一項一般拠出金の」を「一般拠出金の」に、「第一項一般拠出金に」を「一般拠出金に」に、「第一項

一般拠出金事務」を「一般拠出金事務」に改め、同条第三項中「第一項一般拠出金事務及び第一項一般拠

出金」を「一般拠出金事務及び一般拠出金」に改める。

第三十九条から第四十六条までを次のように改める。

第三十九条から第四十六条まで 削除

第五十条を次のように改める。

(特別拠出金の延納)

第五十条 機構は、特別事業主の申請に基づき、その者の納付すべき特別拠出金を延納させることができる。

第五十条の次に次の五条を加える。

(督促及び滞納処分)

第五十条の二 特別拠出金その他この款の規定による徴収金を納付しない特別事業主があるときは、機構

は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する第一項の期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

4 第一項の規定による督促を受けた特別事業主がその指定の期限までに特別拠出金その他この款の規定による徴収金を完納しないときは、機構は、環境大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納

処分をすることができる。

(延滞金)

第五十条の三 前条第一項の規定により特別拠出金の納付を督促したときは、機構は、その督促に係る特別拠出金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る特別拠出金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、特別拠出金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる特別拠出金の額は、その納付のあつた特別拠出金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の特別拠出金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その



執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

- 一 督促状に指定した期限までに特別拋出金を完納したとき。
- 二 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によって督促したとき。
- 三 延滞金の額が百円未満であるとき。
- 四 特別拋出金について滞納処分執行を停止し、又は猶予したとき。
- 五 特別拋出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第五十条の四 特別拋出金その他この款の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)

第五十条の五 特別拋出金その他この款の規定による徴収金は、この款に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(特別事業主に対する報告の徴収等)

第五十条の六 機構は、特別拠出金の徴収に関し必要があると認めるときは、特別事業主に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、特別事業主の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十五条第二項及び第五十六条第二項中「第四十五条第二項」を「第五十条の六第二項」に改める。  
第五十七条中「船舶所有者」を削る。

第七十三条第四項及び第七十四条第二項中「第四十五条第二項」を「第五十条の六第二項」に改める。

第七十五条第一項第二号中「第二項一般拠出金及び」を削る。

第八十八条第二項中「第一項一般拠出金事務」を「一般拠出金事務」に改め、同条第三項中「第四十五条第一項（第五十条において準用する場合を含む。）」を「第五十条の六第一項」に改める。

第九十一条中「第四十一条第四項（第五十条において準用する場合を含む。）」を「第五十条の二第四項」に改める。

（石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三百十一条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に徴収事由が生じた一般拠出金の徴収については、なお従前の例による。

（平成二十二年度における石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の規定の適用に関する読替え）

第三百十二条 附則第三十二条の規定により労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二条第一項に規定する労働保険の保険関係が成立した事業に関する平成二十二年度における石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「徴収法第十条第二項第一号の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額」とあるのは、「賃金総額（徴収法第十一条第二項の賃金総額をいう。）」とす

る。

（独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第三百三十三条 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十六条の見出しを「（国家公務員共済組合法の一部改正）」に改め、同条第二項を削る。

（独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第三百三十四条 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条を次のように改める。

#### 第十八条 削除

（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三百三十五条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条のうち、船員保険法第二十八条第三項第一号の改正規定中「第二十八条第三項第一号」を「第二十八条第二項第一号中「七十歳」を「六十五歳」に改め、同条第三項第一号」に改め、同法第五十九条第五項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定中「第三十三条ノ三第二項各号」を「第三十三条ノ三第三項各号」に、「千分の二十六」を「千分の二十二」に改め、同法第六十条第一項に一号を加える改正規定中「第三十三条ノ三第二項各号」を「第三十三条ノ三第三項各号」に、「千分ノ九」を「千分ノ七」に改め、同法附則第二十四項の次に二項を加える改正規定中「附則第二十四項」を「附則第三十項」に改め、同改正規定の前に次のように加える。

附則第二十八項を次のように改める。

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）ノ施行ノ日ノ属スル月乃至平成二十二年三月分迄ノ保険料率ニ付テハ第五十九条第五項第一号中「千分ノ百十三」トアルハ「千分ノ百十一」ト第六十条第一項第一号及第三号中「千分ノ五十二・五」トアルハ「千分ノ五十・五」ト健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第十九条ノ施行ノ日ノ属スル月乃至平成二十二年三月分迄ノ保険料率ニ付テハ第六十条第一項第五号中「千分ノ七」トアルハ「千分ノ五」

トス

第二十条を次のように改める。

第二十条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第五十三条第八項を削る。

第六十一条第七項中「及び第八項」を削り、「並びに前条第一項」を「及び前条第一項」に改める。

第六十二条第四項中「及び第八項」を削り、「並びに前条第四項」を「及び前条第四項」に改める。

第六十三条第四項中「及び第八項」を削り、「並びに第六十一条第四項」を「及び第六十一条第四項

」に改める。

第七十六条第六項中「第五項及び第八項」を「及び第五項」に改める。

附則第五十七条のうち国家公務員共済組合法附則第十一条の次に一条を加える改正規定中「附則第十一条」を「附則第十一条の二」に、「第十一条の二」を「第十一条の三」に改める。

附則第七十九条のうち特別会計に関する法律附則第二百条の次に二条を加える改正規定中「附則第二百条」を「附則第二百条の二」に、「第二百条の二」を「第二百条の三」に、「第二百条の三」を「第二百

条の四」に改める。

附則第八十条のうち特別会計に関する法律附則第二百条の二の改正規定中「附則第二百条の二」を「附則第二百条の三」に改める。

附則第九十条中船員職業安定法第九十三条第一項の改正規定を次のように改める。

第九十三条第一項中「第八項並びに」を削る。

附則第九十六条中船員の雇用の促進に関する特別措置法第十五条第一項の改正規定を次のように改める。

第十五条第一項中「第八項並びに」を削る。

(特別会計に関する法律の一部改正)

(特別会計に関する法律の一部改正)

第三百三十六条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項第二号イ中「労働福祉事業費」を「社会復帰促進等事業費」に改め、同条第二項第二号イ中「能力開発事業費及び雇用福祉事業費」を「及び能力開発事業費」に改める。

第二百二条第二項中「第七項」を「第八項」に改める。

第三百三条第一項中「労働福祉事業費」を「社会復帰促進等事業費」に改め、同条第三項中「、能力開発事業及び雇用福祉事業」を「及び能力開発事業」に、「三事業費充当歳入額」を「二事業費充当歳入額」に、「三事業費充当歳出額」を「二事業費充当歳出額」に改め、同条第五項中「労働福祉事業費」を「社会復帰促進等事業費」に改める。

第四百四条第三項及び第四項中「三事業費充当歳入額」を「二事業費充当歳入額」に、「三事業費充当歳出額」を「二事業費充当歳出額」に改める。

附則第十九条中「附則第四条第二項又は第四項」を「附則第四条第三項、第六項又は第七項」に改め、「同号中」の下に「及び」とあるのは「並びに」と、「を」に加え、「第十四条第三項」を「第十条第三項」に、「附則第四条第二項及び第四項」を「附則第四条第三項、第六項及び第七項」に改める。附則第二十条の次に次の一条を加える。

（雇用勘定における国庫負担金の過不足の調整の特例）

第二十条の二 雇用保険法附則第十条第一項の規定が適用される会計年度における第二百五条の規定の適用については、同条中「雇用保険法第六十六条及び第六十七条」とあるのは、「雇用保険法附則第十条第



一項及び同条第三項において読み替えて適用する同法第六十六条第六項」とする。

附則第二百条の次に次の一条を加える。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整の特例)

第二百条の二 船員保険法附則第二十五項の規定が適用される会計年度における附則第一百九十八条の規定の適用については、同条中「同法第五十八条の規定による国庫負担金の額及び」とあるのは、「同法附則第二十五項並びに同法附則第二十七項において読み替えて適用する同法第五十八条第三項及び第四項の規定による国庫負担金の額並びに」とする。

第三百三十七条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項第二号中トをチとし、へをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 年金特別会計の厚生年金勘定への繰入金

第二百条の次に次の一条を加える。

(労災勘定から年金特別会計の厚生年金勘定への繰入れ)

第二百条の二 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十九条に規定

する労災保険事業の管掌者たる政府が負担する費用に相当する額は、労災勘定から年金特別会計の厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

第百三条第五項中「前条第三項」を「第百二条第三項」に改める。

第百八条中「よる健康保険」の下に「及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第百十一条第三項第一号中又をルとし、ニからリまでをホから又までとし、ハの次に次のように加える。

ニ 労働保険特別会計の労災勘定からの繰入金

第百十一条第五項第一号イ中「保険料（」の下に「同法第三条第四項に規定する」を加え、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 船員保険法第百十四条の規定による保険料（同法第二条第二項に規定する疾病任意継続被保険者に係る保険料を除く。）

第百十一条第七項第二号イ中「及び健康保険」を「並びに健康保険及び船員保険」に改める。

第百十三条第五項中「及び健康保険法」を「健康保険法」に改め、「係るもの」の下に「及び船員保

險法第一百二十二条第二項に規定する船員保険事業の事務の執行に要する費用のうち船員保険に關し政府が行う業務に係るもの」を加える。

第一百十四条第七項中「健康保險」の下に「及び船員保險」を加える。

第二百二十条第二項に次の一号を加える。

七 毎會計年度労働保險特別會計の労災勘定から厚生年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度において昭和六十年国民年金等改正法附則第八十九条の規定により労災保險事業の管掌者たる政府が負担する費用に相当する金額に対して超過し、又は不足する場合

附則第二十三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

### 第二十三条 削除

附則第二十四条の前の見出しとして「(厚生年金勘定の歳入及び歳出の特例)」を付する。

附則第二十六条中「昭和六十年国民年金等改正法」の下に「(第一百三十三条第一項に規定する昭和六十年国民年金等改正法をいう。次条において同じ。)」を加える。

附則第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 当分の間、第六条の規定にかかわらず、船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる国庫の負担すべき費用に相当する額は、一般会計から厚生年金勘定に繰り入れるものとする。この場合における第百二十条第二項第二号の規定の適用については、同号中「及び昭和六十年国民年金等改正法」とあるのは「、昭和六十年国民年金等改正法」と、「の規定による」とあるのは「及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三号）附則第三条の規定による」とする。

附則第二十九条中「及び健康保険に関し政府が」及び「、健康保険に関し政府が」を削り、「及び健康保険法第百五十一条に規定する健康保険事業の事務の執行に要する費用のうち健康保険」を「及び船員保険法」とあるのは「、船員保険法」と、「船員保険」に、「、健康保険法第百五十一条に規定する健康保険事業の事務の執行に要する費用のうち健康保険」を「船員保険」に改める。

附則第三十二条第二項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

附則第三十八条を次のように改める。

## 第三十八条 削除

(船員保険特別会計の廃止に伴う経過措置)

第三百三十八条 特別会計に関する法律附則第二百十六条第一項に規定する暫定船員保険特別会計(以下この条において単に「暫定船員保険特別会計」という。)の平成二十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、暫定船員保険特別会計の平成二十一年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、政令で定めるところにより、労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特別会計の健康勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 暫定船員保険特別会計の平成二十一年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、政令で定めるところにより、労働保険特別会計の労災勘定又は雇用勘定に繰り越して使用することができる。

3 暫定船員保険特別会計の平成二十一年度の出納の完結の際、暫定船員保険特別会計に所属する積立金は、政令で定めるところにより、協会に承継し、又は労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 平成二十一年度の末日における暫定船員保険特別会計に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特別会計の健康勘定若しくは業務勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特別会計の健康勘定若しくは業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特別会計の健康勘定若しくは業務勘定の歳入及び歳出とする。

第三百三十九条 前条第四項の規定により年金特別会計の業務勘定に帰属した権利義務に係る附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に生ずる収入のうち、附則第二百二十条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第六項の規定による納付金その他の収入であつて政令で定めるものに相当する金額は、政令で定めるところにより、労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特別会計の健康勘定に繰り入れるものとする。

2 前項の規定により年金特別会計の業務勘定から労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特別会計の健康勘定に繰り入れる場合には、附則第三百三十七条の規定による改正後の特別会計に関する法

律第九十九条第一項若しくは第二項又は第百十一条第五項若しくは第七項の規定によるほか、年金特別会計の業務勘定からの繰入金は労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特別会計の健康勘定の歳入とし、労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特別会計の健康勘定への繰入金は同会計の業務勘定の歳出とする。

(炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法等の一部改正)

第百四十条 次に掲げる法律の規定中「労働福祉事業」を「社会復帰促進等事業」に改める。

- 一 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)第十条第一項
- 二 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表第一第六号ホ
- 三 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法(平成十一年法律第百八十一号)第十二条

(罰則に関する経過措置)

第百四十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。)  
の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 附則第百八条第二項の規定により読み替えられた新介護労働者法第十七条第三号の規定が適用される場合における施行日から平成二十二年三月三十一日までの間にした行為に対する附則第百八条第二項の規定により読み替えられた新介護労働者法第三十一条第二号の罰則の適用については、同年四月一日以後も、なお従前の例による。

(検討)

第百四十二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された雇用保険法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第百四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。



## 理由

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づく特別会計の改革を実施するため、雇用保険の失業等給付に係る国庫負担及び雇用安定事業等並びに労働者災害補償保険の労働福祉事業の見直しを行うとともに、船員保険の職務上の災害等に関する給付制度を労働者災害補償保険制度に、失業等に関する給付制度を雇用保険制度に統合するほか、雇用保険制度における直面する課題に対応するための見直し等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。